大岡政談

村井長庵調合札

元岡撮太郎編輯

六編 一

873
16

特
へ
873
76

元岡維則著
伊藤静齋畫

大岡政談 村井長庵調合机

聚榮堂藏版

大岡政談 村井長菴調合机題詞

讀盡長篇情最悲藤家事歴那多癡無逃寃屈身終獄難拂殊災懶解疑婦被綈袍凌夜冷兒沽菽實忍朝飢幾回探賊非違策惟悔功成九歳遲

三樂道人維則識

萬屋書

九歳貧屠似守愚
垂名一婦越知殊
功成事遂平讎敵
可賞貞魂齊丈夫
三樂道人

藤戸道之助

故道十郎妻
於美津

藤屋新六

勞力平生
手黄金湯
爲帝

伊勢屋五兵衛

八ヶ月限り流し

古流目録

甲州屋千之助

魚賣子鈴吉

遠山優之進

大岡政談

村井長菴調合机

六編

目録

第壱回　必死を決して廉吏府廳に自訴す
第弐回　欺弥破れて奸滅落魄に赴く
第参回　府尹の仁智重罰を以て
第四回　鳴渡つて尹に賞罰を乞む
第五回　暖野の春雲滅遊人を災す
第六回　悪滅滅く善人富を進む

畢　全貳拾卷

聚愛堂蔵版

大岡政談卷之十六

東京　元岡維則編次

第壱回　必死を決して廉吏府廳に自訴す

易に曰く習坎有孚維心亨行有尚今や久八が身の上たる。坎々たる険難に陥り。命の殞らんとする。因前に在り。智恵高き言連て厚く。徳永ぐ示を察んに符合を求めば。久八が意を決し。今生の對面も今を限りに有るべし。父母に吾儕が死後。一片の香華を乞向くれよと。迷涙ぬぐハ悪うして。為ざ別を。と覚げ涙を掩ふ。左一郎が家を出。地人へ成にゝ。日徳永ぐ家ハ本学院の住僧。光利ゝ来り。奥の間小夜ゝ。結数文

業に興と倦し。終清流に移せしに。思ひ久しハ分の雜事を
少なく。限り無く嘆息し。歪つ〻篤実なる者〻。是に渡る運
に至たる成りし。頼者有とゆへども今の頼未だ〻助け救ふ術
もなし。身の出所ハ世の有る者ぞと。豆腐屋と成り。国縁と物語つ〻。
子有るも。虎毒と愛べきなれに。捨ちて孤の身の不仕合せ。
の良に成長ハ。なるも。運ハ独かうと云ハ。老婆頻に不審あり
今日ハ思ひ侵ぶ。捨子の初宿を少る歩。道目を掛業せし。甲
物屋喜兵衛と云る商家に物たるに。物産の貧会なるを。
大に至国縁と感じたり。別捨子の吸出で。我其昔〻方筋へ
為〻。砌こ物屋川の材猶を変へく。一個の捨子を拾ひ
立寄つ〻改めるとば。健なる男児なり。接なる矢立の墨を出し。
汝見躁於父乎見躁於母乎。父母非棄是則汝之薄命也と袖の裏
に書付を。汝の昔吐しと為〻に。吉兵衛ハ俄に涙を落め。ハ今く
我が捨〻小児なりと。愛人身の艱難に遭うたる汝を拾ひ。今ハ
孤も泣く。嘗〻居れ。ハ嬰りに旋り。逢ふ心を云へり。吉兵衛る
者に食を。獄屋へ。多為さ。ハ。奇偶と云へ可きなり。今の
商人吉兵衛に面ぞ〻の似たる。変有り年歯も。親子と云るも。
と思ふく。何とも。変に捨又何人ハ。捨ハ揚げ育たるや。初り久くるる。
道撫うと。〻と。問ふ。左衛門頭を振り。我未だ其源を始知ず。

れもなくば手を出して問はん。何ゆゑ爲るか。全の方物盜りハ強り因縁のある筈なれ。と意へ是より目の暮るゝまで。こゝ佐かゝ。本堂院を四軒町へ送りける。其節に久八ハ左の事ども。こゝを堂に通つゝ。岡公の廳に自首をしつ僕を殺しの大罪人にハ有り。定法のたゝ仕置を行ひまるゝと言上為しゝバ直に吏員一通りと少死。れち少白洲へぞ引きゝ出ける。時に久八ハ吉原ちまはく。千太郎と殺せ林を述べ是異見の廚り。深つゝ為所と竟に蘇生せ。彩の如ーさゝる大罪を宮く。後久八ハ異見の廚り。過つゝ主を殺せーと汁出て事実を解らぬ。そもそも殺る因有るべ。奥に述べーとゆ。久八ハ惜んで言上する様ハ因縁別にハ

ハ。全く主を殺しーなるに相違なりわゞ。仕亦を述べ。もしも述べ少しも他のゆを言ハぬ。彩る変に吉原ちまに接死乃者有て。千地の町役人より江へ出やり。ゆ行全しけるバ大岡公見に於て先久八を獄屋に送り拷使の吏員と手傷へ出ハしたまふ。吏員ハ〜洞を成に年齢二十五六才にて。身體ハ一点の打撲痕もなく。且ハ三河町の賈人伊勢屋千太郎に行ヒ出さ事を。久八が自白ーにて。お熱初見ーなるこバ亦に吏員全〜〜伊勢屋五左衛門実父甲州屋千太郎二人とちまの場へ出ー。千太郎が死體を改めるさ。久八がるつゝ殺ーなる條一通りと示ーなり。亦を聞千太助。以の外に驚きーなるども。強御

本覚院
徳永左一郎

久八
ちゝ親と報して久八身をせん法をとゝ使ゆく物ゞゝる図

そ〜。千太郎に相違なく候はゞ吏員八死罪を免ぜんにうと
云らん〜。速く官邸へ立返らん。岡引に新と告く大岡引に其旨
申伝屋五郎清甲が屋手宅に助。久八が叔父の新六等を呼出され
獄内ろうへ久八を引出して、公先づ久八に問ひ給ふ汝元を
人千太郎と称し、かゝる八重罪は重ねて首べらるゝ歟。自殺為
しい神妙のふりく千太郎殺害の何等の故に是の如き所業を
為びたる。故有事なん只ちに殺せしと云ふ。今日八
千太郎のつれより。巨細に言上あるべし。余者に論ひなし。
千太郎叔父の事なれば。種々悔みも知り居らんは其の儘
付き。心当りの事も有らば。やはり正直に白状でやらる

極ハ拙も僕八生国上野川口。千住村に住居。僕ガ兄
久太郎と申す。昔年相模を出ひ請。二十餘年の昔。僕の家
に住ひ居り。何事の家に対し不成さるめ呉しの形と見て
僕〜世話仕り。伊勢屋五郎兵衛方へ奉公仕度させ申し。千渡
通を主人の心に叶ひ。商売の手管にまで勤めて僕も安堵
致し〜ひ〜。千渡様を敬者つく暮〜居り。日に新く僕を
元〜引立り。当時八紙屑買の渡世を致させ。如何も不埒な生
活仕り。生徒を〜〜事実生国なる者〜ハ中に人を殺
さるんどの事。僕中を一向〜金子ゆゑ出殺のすハ文に為ぜ不
ハ当人と申候様子さるべ〜と云ふ。公見に於て又久八を見

て宜しく。主殺しのことは尋常の罪科に非ず。實に心を秘し包む
子細ぞあるべし。やよ如何にくと追ひ問れ新六は侍りし言葉を
濁しし久八眉尹公の御尋問ありて傳をやらふ海千古郎の證を
り日向にありし大切に存じ主人のこと殊にも世間の沙汰あるも。
を思ひの久八と云ひ主殺し身何の故有て殺しなるや我手にかけ
を語る。一五四年の此端をやらし。洗筋もなく久八愁しくなる面を
揚げ。身の出版の波は只今殺父新六が申しし。に違ひなし。伊勢
なき事は侍りしか。詳議なさるゝ旨く。五年閏の金を遣ひ込し
其の故に妹の暇を取りしは女千古郎を殺しけるも。畢竟は其の五十
両の金因縁の種なりけり。何するも皆お世の約束と諦め居り

けくバ一日も早く其仕儀を狩ひまつる主殺しに。又新六を顧みん
て殺す父の事も是ものゝ思ひからたとへ長く世話に預りたる
恩を返すとも為す。末永々の不孝の罪を免しやられよ。其
主を今世に擦して瀬に當て加へ下され。越州公宜しひ。汝久八
遠く仕置を狩ひとても広に於て、實の親なるが刑を加
へざるが法則なり。方今ややの五十両の金より事起り。ト
るは其を擇ばれず向ふよりさし久八は千古郎が貪慾
を我身に引受たる條。只今右や左と云ひ出すべき因果が悪名を蒙
まれ何れ決しくとも思ひしに又思案を成し。云ひ
出して其の心を煩はさんも云に對し主殺しの罪又難かるべし。尤も書き

心を決して遂に極楽寺解てのち尋に出家し色に出ずして消らうに
なると仕るなり。そも四人五人親子の世継の男子なきに付き養子
と世〳〵の者と僕〳〵相談有り。幾種もあく富沢町を作成て。
甲斐屋千〳〵助が悴子太郎兄と嫌悪せる者有り僕も出人の可
否と撰りつゝ二人に千性篤家ある者さゆく二人に節義ひと
〳〵軍〳〵うんとせ二人の人ゆも叶ひ相続整ひて家を全
し。然るに太郎善蔵の過失。於安本町家と云ふに浦〳〵も別深
き山家に伯父に村井長菴と云べる所医師有つて千性
軍〳〵ぎる者太郎を家〳〵取作。今本家他の男子〳〵。
分家さもんに少〳〵残て五年金と渡さ別元の権と仕〳〵媚

家に御合件の金ひ〳〵支出 典ん〳〵ひ。千太郎 より五年金を
支ひ〳〵手渡〳〵捏ね支に音信をみぶる太郎自ら出張が元へ
却き跡の次第を問に五十国の金いと元し元かりの者人渡去
の年に偽〳〵偽ふまで意〳〵件の金奪略色出り。千太郎 自分
を動〳〵して見悟と拒免長崎が家に押入〳〵。果合も有ん
光〳〵京に僕日家〳〵呉〳〵も異見と成〳〵五年番の金を〳〵僕が
母に引支け自ら出〳〵出〳〵越せに成り〳〵為に
永の暇〳〵成り中たり別宅の金子呉人今まで僕〳〵自らに
別て渡渡〳〵取り〳〵絶に成る者〳〵太郎 浅蟹〳〵小菊
〳〵浦〳〵通〳〵母和宜〳〵〳〵ぬ次第を尋き僕も小菊が二件にて

屑紙買さまでに零落る事無。こゝ人の身の為かざるを知り一日
吉原さまにもつゝ帰路を待ち。花街通ひのみ異に異見
とやめぬ。さるとび昔日の維傳を思ひ出で。程無き歩くべく思ひ
に惹りぬまに通徳けを後に僕と共に近隣まで帰る。
松田の実兄伊勢も絡ふのらぎるゝ僕も物ゝに後ゝ
ぎゝ元てさるのに引掛ひき酒て御言を加へ巻にく抑
まゝ思ひぎも多所に出へゝ息ハ絶へ〳〵作に邪ヤ力見
也も邪こ変ひぎと中とにする。源仁の大岡公。季安因縁とすた
ま今て心の中限りなく実嘆しあひ。かの為にてゝを助け給さ
せんめと思ひ夏を運ゝ〳〵ぎ雑れ。刑務るそ宮ひけるい

汝久八甚中死そゝ乃理ふすゆゝ。ゾハ千太郎が貴僕と引張ゝ
事ハ絶ゝまぎ物有やゝかり久八自く僕松次の家さ引ゝ込ゝ加
千太郎恩を忘ぎとゝ下ゝて。社法ゝ礼を自ら迫め拒ゝて
僕ゝ滅ゝ〳〵ひき其の死地ゝ〳〵ぎの。今叔父の手滅〳〵有
ひゝ迷ぶ云ゝ〳〵ゝ悪ゝの罪容易に非ぎ有る法書あゝバ一覧
のゝ程遠ゝ今ゝ付ゝ〳〵ゝ再び久八
をハ獄ゝ送ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ千太郎
ゝ久八に死ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ゝ今方ゝ〳〵ゝ千太郎の三個ゝ。千太郎が長崎ゝの紙ゝ
ゝ恩ゝ〳〵ゝ初めて出ゝ〳〵ゝ久八ゝ思ひ

彫常堂蔵版

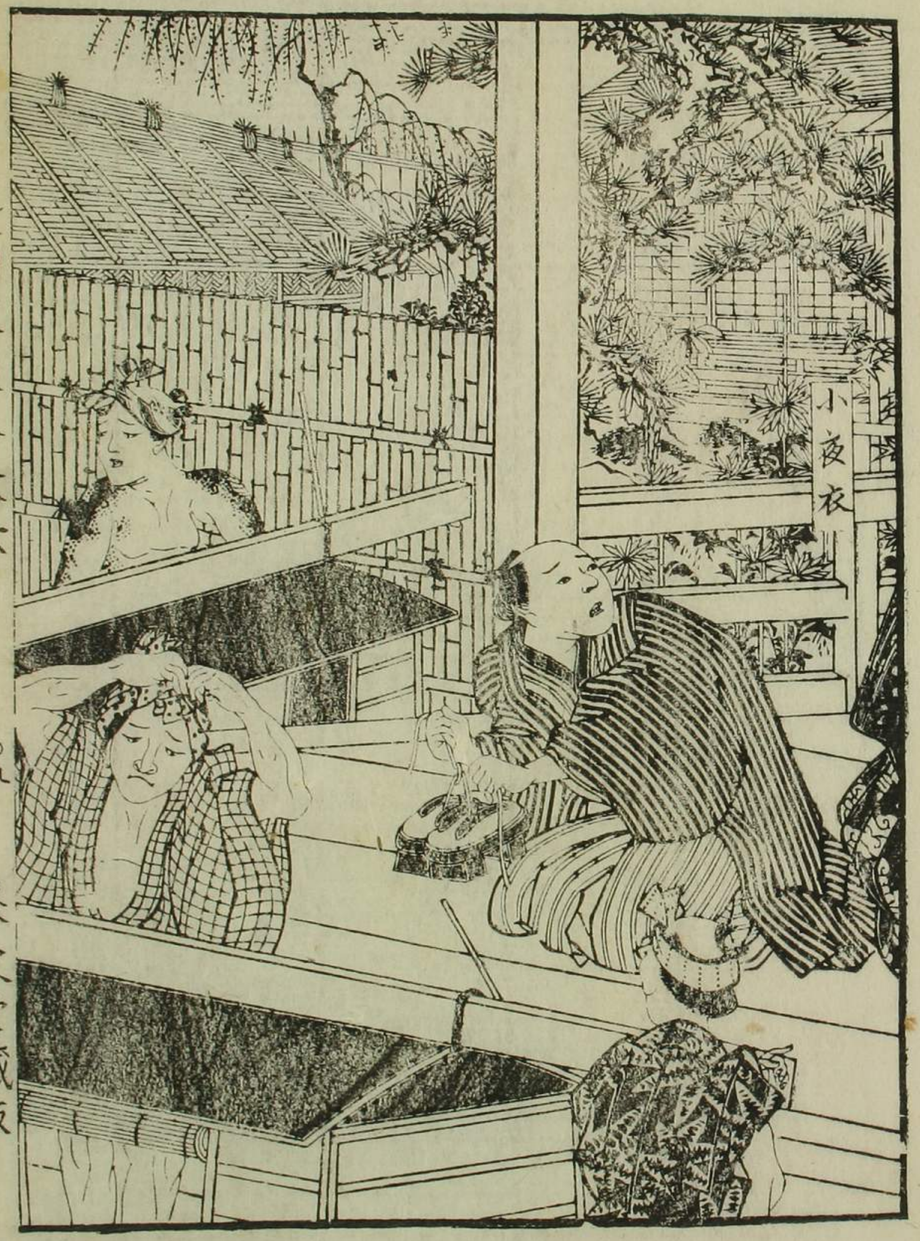

彫常堂蔵版

取計ひ呉ぶ涙のあげく討にひと口と驚嘆ある光景岡ろの際
有て宇れて宇宙と命じ下ひ甚日の麿ハ休にく。彩て甚月
もさり。実に九月十一日。大岡越世ろ今をゆーて此の夜乃事件
に係りある者共ゆく府廳へ呼出し。其人々に左の通
馬所の古満。石塚。阪田所の忠三郎。三河所の伊勢屋五三郎。富
沢所の田舎乃千之助。石所の新六。彩吉の丁子屋市兵衛代人
文七同じく抱の婢奴小春。長丁山の姉妹忠を南が離別乃妻
音木と始めとして対決出る所役人いとも丁寧懇切ゆりハ村井長
右ふ衛の二家紙屑屋の久八。此の五人と合して。絶計五人陳り
ゆく白洲にて扣へたり。暫く有て大岡越ゆる威風と示

ゆく徐に座を占ひ。先千之助五三郎の二人に仰有る事ハ。千左
郎が死骸引死の加り発生せ〜口書愈々遠ゆさやと問ふ。夫人
達で達ひ生き出を述ぶ。公又物ハに問ひ。先の日汝に命じ置
し。千左郎より久八へ渡したる。澄書の一札持参成〜つ〜見られと
ふと有り。特ハ別ち件の澄書を取出し。直に公が一覧に備ふ。公
自ら熟覧有て。五十圓の金を受て引文〜礼言を書し。程渡
日を懲人と成るとハ。年の内取立ん約束の文意なり。漢
絶て出後ハ長居に暇を掛ひ。汝兼々の悪事。追々発覚に及ぶ
べし。自られの辻に旅く十三次を形ゆく
妻易を殺さしたる二ツの悪。ゆ。汝ハ問ふ。長

菴ハ面を揚て岡左を打眺め。僕他に言ふこなん言葉なし。自然
ずゝ思ひも寄らぬ事ゝ不敵の心腸思ふ色なく聰及して
意を成せど。其の有様を見居たりしく〳〵惜まざるべし。大岡左右
時丁寺屋が代理。文七に宮ゝ孫抱の媚最小夜夜丁山の妻個ハ行方
左抱へたる。今清人等の後門密にやゝとすゝ有り。文七慌てやゝ
いふ夜夜が男いこ家の茅野村の農夫翠千三郎こゝ者乃
みゝ。所医村井長右清人にくゝ山なり。姉丁山の男ゝ歌十
べしこで左後に左抱へしに依り。長右親兄と仕り。ふゝ婦乃三
次とや者清人めゝ。二ヶ月隔り清三郎抱やゝ三郎を成せ夫
岡左に於ゝ長右に向ひ。姉ハ十三郎に俗新を吏けゝに

賣しゝ者ゝん妹の丁山ハ何者に頼まれ身賣せしや。山後とやゝべし
と問ふに長右が曰く十三郎抱死後ハ今も殺失ゝ。今身体も
三次乃殺く。幼ち十三郎が妻。易に頼まれ僕清人にくゝ小夫婦の
三次を殺ゝ賣渡しなり。山事柳も連て所ゝ。ゝ浮る変なく
意を為り。我世に大に叱つゝ宮く。海先の日三次と姦りて新金せ
し加三次さ内つゝ見しもも逢しゝ。人有り人連ひに有る
強しさ云しゝ。ゝ知ゝ。ゝ三次不学のけて丁山を殺ゝ賣ゝる。
海ゝ中賣婦めしゝく。ゝ首尾合ゝ好曲の詭言と浮く陳ゝる
も今見越ゝ。ゝ尋ゝに白状せゝ有ゝ。又小夜夜丁山
の二個小向ひ海等ゝ為ゝ。ゝの長右伯父ゝ。双祝の雛敵か

るぞ。怨霊を成すに及ばで心得違なる輪廻と。詳に申し立よ妹丁
山が身の代の金母が命の内手に渡したるよしも左有る運びに
ハ到るまじ。此長諳中々に件の金を。滞なく渡すべき奴に非
ず。殊に上を包みて云ざる時ハ姉妹共に身の為ならざるぞ。詐を
述る事決して相成らず。心を鎮て申上よと宣ひければ。丁山ハ
勇ましき生れ付なれバ。父が命を償ひて助け申さんと撫育
易ハ妻が身の代金を請取中。さまで父命親の亡き後に母に孝養
長諳に引えらるゝを招く書を内通又三次もて妻を勧め
情なくも十兵衛の家に売しに重きハ又は三次が是点に
ん汝長諳丁山が申立の如くなるか全く汲く三次

なく淫し合せ身を汝め悪事し其身の代金。六人にて奪ひ
捕に赴き違ひ已に加く三次ハ仮初。後の患を除ん為に母の易
を中田甫に於て殺害せんと成べし。已に三次が申立ハ。聴て打分
解者へくるそ又三次を呼出され沙が申所の実否を遂るゝに
問るゝに三次ハ若き者の卿も違ひなく言上し。猪田甫の道に於て
重易を殺したる状再細の外述終りし。更に長諳に向て今ハ陳ぞ
る事もあるまじ。諸白状に及ねと勧めらるゝ始終を聞し小夜衣
丁山の二個ハハツト計に悲しさ迫り。母ハ誰が為にも慄らぞ殺されて淫流
み更て面を揚げ得ず冷笑ひ居し長諳ハ三次と是ん返す何と云ふなる。
又自ら殺せしにあらず丁山の長諳に向ひ状為して勧る謂あら

ん謀に人の命を亡ぼすハ不届至極なり。死後の恥思ふべきハ我
仁術を以て世を渡り。偽ま薬餌届かずして。死亡する者をとらん
るすら不便の至りして心に快からず況て非業の死を為すハ恐るゝ
しきての元なり。我かの穢に大胆不敵なる男。二人の姪もすなるし。母
の敵ハ二度に頼ひなし。昨府尹方に預とこけ敵を討て貰ふべし汝ら
なるかしと云つゝ又大岡公に向ひ二人の女不便に思し召されなバ其の三
汝と姉妹の者に下され敵を討せなバ改て母の追薦にも成べく
我ら下僕に相なりても有難く存じ奉るに至と申すに屹度言上せしハ
公治に絶せし毒舌虚讒にて二十余名の人々を手ぎわよく捌き給ひけり

大岡政談 村井長庵調合机巻之十六 終